

第3章 第6期計画の取り組み状況

第1節（点検1）健康づくり・生きがいづくりの充実

第2節（点検2）介護予防・介護保険サービス等の充実

第3節（点検3）支え合いの仕組みづくり

第4節（点検4）安心・安全なまちづくり

第5節 第6期計画の実施状況のまとめ

【第3章について】

この章では、前回計画である第6期計画に掲げた内容の実施状況と実施における課題整理を示しています。

第3章 第6期計画の取り組み状況

第1節（点検1）健康づくり・生きがいくりの充実

1. 健康づくりに関する普及・啓発の推進

(1) 「健康うるま21」の普及啓発

- ・第6期計画では、市の健康増進計画である「健康うるま21」の普及啓発を図ることを掲げていました。

■取組の状況■

健診開始式、健康づくり標語募集、健康づくり推進大会、市民健康講座等の開催、広報うるまへの掲載、健康増進月間や生涯学習フェスティバル等の各種イベントへの参加を通しての啓発をしています。

健康づくり推進協議会を2回/年開催し、施策の推進を図っています。また、ライフステージごとの3つの部会や幹事会により関連機関との推進の連携を図っています。

【事業の改善点(課題)】

市主催で行う健康づくりに関する各種イベントや講座へ参加するのは基本的に健康に関する意識の高い人が多いです。より多くの市民への啓発を図るため、こちらから出向いていく形式の『出前健康講座』等の強化も必要です。

(健康支援課)

2. 生活習慣病予防対策の推進

(1) 各種健(検)診の実施

- ・第6期計画では、各種健診(検診も含め)の受診促進のための広報・啓発活動の推進や、市民が利用しやすい健診の実施方法導入、健診未受診者への個別訪問など、受診率向上のための取り組みを掲げていました。

■取組の状況■

①広報、啓発活動

各種健診(生活習慣病予防健診・がん検診)の対象者宛てに受診券(ハガキ)の発送を行うとともに、広報誌、HP、健診開始式等各種イベントや講座会場での受診勧奨・啓発を行っています。

②受診率向上

年間 60 回実施している集団健診のうち 6 回は土・日の開催です。平成 28 年度は集団健診とは別に、ナイト健診を 3 回実施しています。人間ドック・脳ドックは 13 医療機関で実施しています。

婦人がん検診のみ集団・個別から選択して受診ができます。(胃がん、大腸がん、肺がんは集団検診のみ)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特定健診受診率	35.6% (11 市中 6 位)	36.2% (11 市中 7 位)	37.1% (11 市中 8 位)

【事業の改善点(課題)】

生活習慣病予防健診・がん検診(ただし婦人がん検診は除く)については集団のみの実施となっており、受診者数は伸び悩んでいる状況です。受診率向上を図るためにも、特定健診・長寿健診と合わせ、生活習慣病予防健診・がん検診(胃・大腸・肺)の個別導入が望まれます。

(健康支援課)

(2) 保健指導の実施

- ・第 6 期計画では、メタボリック症候群該当者やその予備群への特定保健指導の推進や生活習慣病の要医療者への重度化予防の取り組みを掲げていました。

■取組の状況■

①特定保健指導の推進

①特定保健指導未利用者対策事業

集団健診受診者を対象に、健診結果の手渡しについて個別説明をしています。健診後は、対象者へ連絡し、保健指導の日程調整を行い、保健指導未利用者にならないための環境整備を行います。

②特定保健指導委託機関の拡充

③エコボディカード発行者への特定健診受診・保健指導利用勧奨

※全市民を対象に特定健診受診、保健指導利用等を発行条件とします。

国が示している特定保健指導の目標値 60%をH26 年度に達成。H27 年度も維持できました。

保健指導利用者において、翌年の健診健診結果(メタボ該当・予備群の判定結果)に改善がみられました。

【事業の改善点(課題)】

特定健診率の向上に伴い、特定保健指導者数の増加が予測されます。引続き保健指導体制の充実が必要です。

特定保健指導委託機関の拡充とマンパワーの確保、保健指導者のスキルアップが必要です。

(健康支援課)

②重症化予防

①データヘルス計画の策定及び推進

国保データベースシステム(KDB)を活用し、レセプトや特定健康診査などのデータに基づき、被保険者の健康管理や疾病予防、重症化予防などを効率よく行うための国民健康保険事業計画。

②保健指導（特定保健指導除く）

健診結果の有所見者においては、優先順位を決め対象者を絞り込み、対象者に応じた保健指導を実施します。

③CKD（慢性腎臓病）対策事業

高額な医療費につながる新規透析患者の減少をめざした事業です。

【事業の改善点（課題）】

重症化予防のためには保健指導の充実が必要であり、マンパワー（保健指導者）の確保や医療費適正化の課題となっている慢性腎臓病（CKD）の啓発、及び病診連携登録医療機関の拡大などを図っていきます。

健診データの分析も引き続き行いながら、指導対象者の優先順位を設け、重度になるおそれのある人を選定するなど、対応方法も検討します。

（健康支援課）

(3) 健康教育の実施

- ・第6期計画では、地域での健康教育や健康相談等を実施する健康推進モデル事業の実施を掲げていました。

■取組の状況■

新規に4自治会（与那城西原自治会、宮里自治会、赤道区自治会、旭区自治会）で、運動教室・食育・講演会・イベント・健康相談などを実施します。

フォローで3自治会（平安座自治会、南風原区自治会、屋慶名自治会）で運動教室・食育・講演会などを実施します。

（健康支援課）

3. 生涯学習・生涯スポーツの推進

(1) 生涯学習機会の充実

■取組の状況■

- ・第6期計画では、公民館講座の開催や自主サークルの活動支援、生涯学習データベースの有効活用といった取り組みを掲げていました。

①公民館講座の開催と利用促進

講座等を継続して開催し、その後のサークル発足並びに継続につながるような支援をしています。趣味教養の向上など、家庭教育・家庭生活(料理・食品・食生活、健康など)

平成28年度 市立公民館講座・・・26講座

公民館講座については親子講座等を除いて対象年齢を限定していませんが、高齢者の参加が多くありました。

市立公民館講座からのサークル発足・・・3件

【事業の改善点(課題)】

市民ニーズを把握しながら、講座・教室などのあり方を工夫していきます。特に男性の参加が少ないので、この点を考慮しながら検討する必要があります。

生涯学習・文化振興センターが平成29年4月に開館することで具志川地区のみならず、うるま市全域からの利用者を見込んでいます。活動拠点が增えることに伴い、学習機会も増えます。

(生涯学習文化振興センター)

②自主サークルの活動支援

各地区公民館にて団体登録をしたサークルへの活動場所の提供、公民館使用料の減免、サークル立ち上げの際の相談支援。

各種サークル団体の発表の場所として、うるま市生涯学習フェスティバルへ年に1回出演。

生涯学習フェスティバル発表団体数 125 団体

サークル発足・・・3件

【事業の改善点(課題)】

学習機会の提供や情報提供により学びの環境を整えるとともに、人材の育成・確保や市民主体の取り組みを支援し、地域社会の活性化を促進する必要があります。

生涯学習・文化振興センターが平成29年4月開館したことでサークル活動場所が増えます。(特にこれまで活動場所の少なかった具志川地区での場所の確保も見込まれます。)

(生涯学習文化振興センター)

③生涯学習データバンクの有効活用

うるま市生涯学習人材バンク H28 までの登録者数 222 名

市民一人ひとりの多様な生涯学習を支援し、これから学ぼうとする方や団体に生涯学習指導者の情報を提供し、「教える人」と「学ぶ人」の橋渡しをする制度です。

【事業の改善点(課題)】

人材バンクで活用後「教える人」と「学ぶ人」の双方からの実績報告をもとにしながら、有効活用について今後も進めていきます。

(生涯学習振興課)

(2)生涯スポーツ・レクリエーションの充実

- ・第6期計画では、生涯スポーツ講座の充実や指導者等人材の確保、障がいスポーツ・レクリエーション活動の推進、社会体育施設の利用促進を掲げていました。

■取組の状況■

①生涯スポーツ講座の充実

年間事業として水泳、水中エクササイズ、ズンバ体操等の各種教室を開催し、広く市民の生涯スポーツの普及促進を行い、市民の健康づくり支援を行います。

施設についても、高齢者に人気のゲートボールやグランドゴルフ競技を各競技団体や自治会等と連携して、軽スポーツの普及促進を図っています。

【事業の改善点(課題)】

各種事業・教室等の講師、指導をうるま市のスポーツ推進委員へ移行すること等を試験的に導入しています。

(生涯スポーツ課)

②指導者等の人材の確保及び地域における生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ事業や大会・教室の指導及び役員を行い、生涯スポーツやレクリエーションの普及促進を行っています。

主に生涯スポーツ課事業の指導ですが、各自治会や関連団体等の講師・役員派遣依頼により、各種事業の指導等を行っています。

【事業の改善点(課題)】

現在、各団体からの依頼によりスポーツ推進を派遣しているため、受動的な対応にとどまっています。また、スポーツ推進委員等の指導者を十分に確保できていません。今後もスポーツ推進委員等の指導者の確保に努め、指導者等が主体に活動できるように支援を行います。

(生涯スポーツ課)

③社会体育施設の利用促進

体育施設の 65 歳以上の者の無料化

健康支援課との連携によります。エコボディカードの提示より、体育施設利用料の一部無料化。

ゲートボールやグランドゴルフ等の高齢者に人気のある競技利用については施設を一部無料等により利用促進を行っています。

【事業の改善点(課題)】

体育施設利用が一部施設に偏る傾向にあるため、体育施設の分散利用の告知を窓口等で行っていきます。

(生涯スポーツ課)

(3)健康福祉センターうるみんの活用

- ・第 6 期計画では、うるま市健康福祉センターうるみんの高齢者への利用促進や定額利用料金維持について掲げていました。

■取組の状況■

①施設利用の促進

うるみんの施設概要や利用方法等については、市のホームページ等を活用し、高齢者のみならず、市民全般に対して広く実施しています。

【事業の改善点(課題)】

75 歳以下の健(検)診受信者で窓口にて健康相談を受けると発行されるエコボディカードを使用すると施設利用料が無料となることから、高齢者の 100 円/回との整合性を検討する必要があります。

(健康支援課)

②高齢者の利用支援

市民で 65 歳以上の方については、規則の減免規定により 100 円/回で利用可。

【事業の改善点(課題)】

平成 29 年度よりうるみんの指定管理を予定していますが、利用料金等については、現行での調整を行います。エコボディカードとの利用料金の違いについては、今後、受益者負担の観点からも検討する必要があります。

(健康支援課)

4. 地域活動の充実

(1) 老人クラブ活動の支援

- ・第6期計画では、市老人クラブ連合会や各自治会の単位老人クラブへの活動支援、加入促進、高齢者学級の周知などの取り組みを掲げていました。

■取組の状況■

高齢社会の実現を図るために、市老人クラブ連合会、各支部老人クラブ及び単位老人クラブが行う事業に要する経費の一部を補助します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
単位老人クラブ数	52 クラブ	48 クラブ	46 クラブ
前年比	—	▲4 クラブ	▲2 クラブ
老人クラブ会員数	8,141 人	7,425 人	7,015 人
前年比	—	▲716 人	▲410 人

【事業実績】

<加入促進>

市老連では、理事会時に各理事へ推進強化に取り組むよう依頼しています。

各支部では、毎年4月～6月頃にかけて会費の徴収と地域での新65歳宅へ訪問し勧誘を行っています。

しかし、新65歳の情報が少ないことで、新規加入依頼が難しい状況にあります。

【事業の改善点(課題)】

市老連事業に関しては、広域になったことで事業活動を実施するときに、移動手段の確保が難しいなどにより参加できない状況にあり、いつも限られた会員の参加になる傾向があります。移動手段の確保と活動内容の充実が図れば活動の拡大が期待されると考えます。

旧離島地域や休会している単位老人クラブが多いことについては、休会している事情や地域の実情等を踏まえながら、地域の高齢者の生きがい活動等のあり方を検討する必要があります。

(2) 地域活動への参加促進

- ・第6期計画では、地域でのボランティア活動参加促進、公民館ミニデイや地域の見守り活動等への担い手としての参加促進を掲げていました。

■取組の状況■

地域活動やボランティア活動については、市社会福祉協議会への委託により取り組まれており、活動の活性化や参加促進等についても社協と連携を図りながら進めています。

【事業の改善点(課題)】

「うるま市地域福祉計画」(平成29年3月)策定時に実施した市民意識調査によると、地域活動への参加率は21.5%と低くなっています。また、ボランティア活動の参加率は38.3%であり、地域活動への参加率よりは高いものの、半数に満たない状況となっています。参加していない理由として「時間がないから」といった回答が多くなっています。高齢者福祉においては地域の見守りや支え合いなどが重要であり、地域参加の手法について検討する必要があります。

(福祉総務課)

(3) 地域活動団体の活動促進

- ・第6期計画では、高齢者の介護予防や生きがいづくりなどに取り組む地域団体等への各種補助制度の周知、活動支援等を掲げていました。

■取組の状況■

現在実施されていません。今後、新しい総合事業の中で、地域団体等の介護予防や地域支えあいの活動に対する支援などを検討していく段階です。

【事業の改善点(課題)】

現在、実施はされていませんが、今後、新しい総合事業の中で、地域団体等の介護予防や地域支えあいの活動に対する支援などを検討していく段階です。

5. 就労支援の充実

(1) 高齢者の就労支援の推進

- ・第6期計画では、うるま市シルバー人材センターへの支援、雇用や就労に関する相談・情報提供、高齢者の働く場の確保について掲げていました。

■取組の状況■

①うるま市シルバー人材センターへの支援

広報うるまへ当該団体に関する情報を掲載し、市民における認知度の向上及び会員の加入促進に向けた取り組みを行いました。

広報うるまを通して、当該団体の認知度の向上及び会員の加入促進を図ることができました。

会員数の増加が見られました。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
会員数	520人	523人	526人

【事業の改善点(課題)】

運営状況を考慮しながら、会員の確保や自立に向けた事業の実施など、経営改善に向けた指導及び協力を続けます。

(企業立地雇用推進課)

②相談、情報提供

就活サポート「であえ〜る」の相談窓口をIT事業支援センターと西棟庁舎1階にある「うるま市ふるさとハローワーク」横に設置し、就労支援を実施しています。

「就活サポートであえ〜る」の活用を促進するため、FMうるまでの広報番組や就活情報誌(うるうえ〜ぶ)の発行を継続的に実施しています。

平成29年4月に公表された完全失業率は7.5%(H27年国勢調査)となり、前回(18.2%、H22年国勢調査)より10ポイントあまりの改善が見られました。

【事業の改善点(課題)】

市の完全失業率は改善したものの、県内11市の中では低い状況にあります。引き続き就労支援が必要な状況であり、FMうるまでの広報番組や就活情報誌(うるうえ〜ぶ)の発行を継続的に実施し、「就活サポートであえ〜る」の活用促進を行います。

ハローワークと連携した端末機の導入により就労支援の充実を図ります。

(企業立地雇用推進課)

③高齢者の働く場を確保

本市においても高齢化が進んでおり、また、団塊の世代で退職した方々が増加しています。

【事業の改善点(課題)】

高齢者の働く場を確保する観点から、各種事業の活用及び関係各課等の連携により、高齢者の就労先の拡充が必要です。

(企業立地雇用推進課)

第2節（点検2）介護予防・介護保険サービス等の充実

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 介護予防の意識啓発の推進

- ・第6期計画では、高齢者自身が介護予防の意識を持ってもらえるように、介護予防に関する啓発を図ると掲げられていました。

■取組の状況■

介護予防普及啓発事業の各教室を通し、介護予防に対する意識向上、知識の習得・実践に向けて周知を図ります。

介護予防の普及啓発があらゆる場で実施できており、受講者からも「家で体操を行うようになった」等の普段の生活の中での介護予防への取り組みへもつながっています。

【事業の改善点(課題)】

教室参加者は年々増加していますが、新規参加者が少なく周知について検討する必要があります（広報掲載や自治会まわりのみならず、市内医療機関へのポスター掲示、地域のネットワーク活用等）。

教室へ参加したくても移動手段がないため参加に至っていない方もいます。

(2) 心身機能低下者の把握

- ・第6期計画では、相談窓口及び各種訪問事業等において「基本チェックリスト」を実施し、高齢者の身体状況等の把握を行うことや、機能低下者を支援につなぐネットワークの活用について掲げられていました。

■取組の状況■

①高齢者の状態把握

介護予防把握事業

平成27年度は65歳以上全数、平成28年度は65歳、70～84歳に対し基本チェックリストを送付し、記載後に返信してもらいました。

前年度未回収については、高齢者相談センターへ回収依頼を行っています。

平成28年度の基本チェックリスト回収率48.5%（回収数6,091人/対象者12,562人）となっており、回収した基本チェックリストについては結果を通知し、教室案内等を行っています。

【事業の改善点(課題)】

基本チェックリストを基に機能低下者について教室案内を行ってきましたが、回収率が低いこと、また回収者から教室案内する方についてリピーターが多く、新規者の把握が難しい状況があります。今後は必要な方に対して必要なサービスが受けられるよう、各地域包括支援センターと連携を図り、高齢者の状態把握に努めていきます。

②地域の様々なネットワークを活用（機能低下者の支援へのつなぎ）

介護予防把握事業や自治会・民生児童委員・社会福祉協議会との連携をしながらネットワーク等の活用を行います。

【事業の改善点（課題）】

日常生活圏域毎に設置された地域包括支援センターを中心とし、地域におけるネットワークの十分な活用を図る必要があります。

(3) 介護予防・生活支援サービスの充実

- ・第6期計画では、介護保険制度改正に伴う介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業への移行、予防給付の地域支援事業への移行、各事業でのリハビリテーションの充実、介護予防・生活支援サービスの充実、ボランティアやNPO、自治会等の多様な主体によるサービス提供、生きがい活動支援通所事業、ボランティアの確保及び育成といった取り組みを掲げていました。

■取組の状況■

①介護予防事業の充実

介護予防普及啓発事業として、各教室を開催し、介護予防の事業を展開しています。

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① どう～がっさん教室 | ⑥ ウォーキングセミナー |
| ② うるま体操習得塾 | ⑦ ロコモ予防普及啓発訪問事業 |
| ③ どう～がっさん広場 | ⑧ 生きがい活動支援事業・地域型（ミニデイ） |
| ④ はつらつ教室 | ⑨ 生きがい活動支援事業・中央型（生きデイ） |
| ⑤ 転ばぬ先の知恵教室 | |

【事業の改善点（課題）】

教室に関しては新規参加者が少ない現状となっています。

教室へ参加したくても移動手段がないため参加に至っていない方もいます。（どう～がっさん教室、どう～がっさん広場や転ばぬ先の知恵教室については、送迎を実施しています。）

内容・回数・実施方法についての見直しを行い、参加しやすい事業展開を図る必要があります。

②「訪問介護」、「通所介護」の地域支援事業へのスムーズな移行

平成28年3月より介護予防訪問介護、介護予防通所介護を新しい総合事業の「現行相当サービス」として要支援1・2の更新時期に合わせ移行しました。

【課題への対応策（案）】

新しい総合事業の中で「現行相当サービス」以外のサービス提供を進めていくため、利用者のニーズ把握を行い、多様なサービス展開を図る必要があります。

③リハビリテーション

介護予防教室(どう〜がっさん教室)へ理学療法士及び教室スタッフとともに運動機能評価、教室後個別指導を実施します。また、教室終了後の地域活動へのつなぎを行いました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討介入事例数	検討介入事例	検討介入事例
地域リハビリテーション活動支援事業	90 人	90 人	—

※平成 29 年度は事業内容の再検討をしました。

【事業の改善点(課題)】

教室終了後の地域活動へのつなぎを行っていましたが、限定された教室での評価や個別指導になっているため、事業の評価、検討を行いました。地域(自治会単位)での介護予防の活動拠点がまだ少ないことなどもあり、今後は拠点づくりを行い、その活動が継続できるようリハビリテーション専門職の関与を進めていきます。

④生活支援コーディネーターの配置や生活支援サービスに関する協議体の設置

協議体の設置及び生活支援コーディネーター配置にむけた研修を実施しました。

研修を通し、今後の支援体制の在り方や連携の必要性について関係職員間で共有が図れました。

【事業の改善点(課題)】

生活支援コーディネーターの担い手の養成が必要です。

(平成 29 年度配置計画として、市全域 1 名、日常生活圏域(5 圏域)各 5 名を予定)

⑤市民が介護予防活動に取り組める活動場所の確保等

平成 29 年度より自主体操立ち上げ応援事業が開始となりました。

自主体操サークル数(見込値) 18 か所 開催場所は各公民館等

⑥ボランティアやNPO、自治会、民間企業等の多様な主体によるサービスの提供

個別地域ケア会議の際に個別の課題や対応策を自治会、ボランティア等と共有し、地域での支援(見守り等)を行ってもらっています。

【事業の改善点(課題)】

総合事業推進の考え方においては、「多様な主体による多様なサービス」の提供も求められています。自治会によっては「地域見守り隊」を結成し、一人暮らし高齢者の見守り活動を行っているところもあります。事業所によるサービス提供だけではなく、地域住民や民間企業が主体となった介護予防の展開について、今地域で実施されていることや支援を必要としている方のニーズ等も踏まえながら今後検討していきます。

⑦生きがい活動支援通所事業（公民館ミニデイ等）

「生きがい活動支援通所事業」では地域型の公民館ミニデイを実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
実施地区	62 自治会	62 自治会	62 自治会
実施回数(内自主活動)	731 回 (56 回)	675 回 (71 回)	670 回 (45 回)
利用高齢者数	12,150 人	10,246 人	11,000 人

公民館ミニデイの場で「はっらっ教室」として体操や介護予防講話等を行っています。体操については、要望があった地区へちばらな応援隊卒業生が体操指導を行っています。

【事業の改善点(課題)】

地域によって介護予防に対する意識の違いがあり、体操や講話を好まない地区も見られます。希望があった自治会への出前介護予防講座について、平成29年度より実施を予定しています。

⑧ボランティアの確保及び育成

ボランティア活動については、市社会福祉協議会への委託により取り組まれており、活動の活性化や参加促進等についても社協と連携を図りながら進めています。

【事業の改善点(課題)】

「うるま市地域福祉計画」（平成29年3月）策定時に実施した市民意識調査によると、ボランティア活動の参加率は38.3%であり、参加していない理由として「時間がないから」といった回答が多くなっています。高齢者福祉においては地域の見守りや支え合いなどが重要であり、ボランティアの確保や育成を社協と連携し、推進する必要があります。

(福祉総務課)

(4) 介護予防ケアマネジメントの充実

- ・第6期計画では、介護予防プランのプランナー確保など体制の充実やケアプラン作成による自立に向けた支援について掲げていました。

■取組の状況■

介護予防ケアマネジメントについて、平成27年度は月平均969件、平成28年度は972件となっています。全体の6割を地域包括支援センターのプランナー、4割を委託先(46か所)のケアマネジャーが介護予防プランを作成しています。また作成したプランについては、地域包括支援センター内の主任ケアマネ、保健師にて確認、必要な助言を行っています(平成28年度1396件)。平成29年度からは、日常生活圏域毎に設置された地域包括支援センターを中心とし、プラン作成の確認、必要な助言等を行っていきます。

【事業の改善点(課題)】

自立支援・介護予防に向けた体制を構築し、ケアマネジメント力の向上を目指し取り組んでいきます。

2. 介護保険サービスの充実

(1) 介護予防・居宅介護サービスの充実

- ・第6期計画では、島しょ地域での居宅サービスの確保について掲げられていました。(その他、市全体の介護予防サービス、居宅サービスについて示す項目となっています)

■取組の状況■

市の居宅介護サービスにおいては、事業所数も多く、利用者数や給付費も年々増加で推移しています。

(島しょ地域における居宅サービスについては、「(2)地域密着型サービスの充実」に掲載)

【事業の改善点(課題)】

通所介護の給付費が年々増加しており、近年は施設サービスの給付費をも上回っています。要介護3や4といった重度者での利用が増えてきていることも要因となっており、重度化の予防や重度者が利用すべきサービス(ニーズ)について確認しながら、今後の見込み等を見極める必要があります。

(2) 地域密着型サービスの充実

- ・第6期計画では、地域密着型サービスの広報、日常生活圏域ごとのサービス提供体制整備、津堅地区及び島嶼地域でのサービス提供、市民ニーズを把握した上での新たなサービス確保等について掲げていました。

■取組の状況■

① 広報啓発やサービス提供体制、整備

地域密着型サービスは市内に46ヵ所整備されています。「認知症対応型共同生活介護」や「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を順次整備してきました。平成28年からは制度改正により通所介護事業所の一部が「地域密着型通所介護」に移行しサービス展開しています。

サービスの広報については、市のホームページ上に事業所数や空き状況等を掲載し、周知に努めています。

【事業の改善点(課題)】

地域密着型サービスが整備されていない日常生活圏域への新規整備等について、実態やニーズ等を把握しながら整備方針を掲げていく必要があります。

② 津堅地区

津堅島では、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」及び「認知症対応型通所介護」を整備しサービス提供しています。

【事業の改善点(課題)】

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の稼働率は良好に推移していますが、認知症対応型通所介護については稼働率が低いです。利用状況やニーズなどを確認しながら、今後の津堅地区における対応について検討していきます。

③島しょ地域

島しょ地域における居宅サービスについては、平成 27 年度に実施したうるま市島しょ地域高齢者福祉施設整備調査事業において、施設整備の必要性が示されました。それに伴い、平成 28 年度に地域密着型サービス事業の小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の施設整備を旧宮城幼稚園・宮城小学校跡地を活用して、民間公募型によるプロポーザを実施致しましたが応募事業者が、応募要件を満たすことができなく、採択を見送りました。

【事業の改善点(課題)】

第 6 期介護保険事業計画内での施設整備は行わず、第 7 期介護保険事業計画において、改めて検証を行い、島しょ地域における施設整備の在り方を検討する必要があります。

④新しいサービスの整備検討

日常生活圏域の高齢者人口や地域密着型サービスのニーズ及びサービスの必要性等を勘案しながら、整備を検討。平成 27 年度は島しょ地域へのサービス整備を進めるように図りました。

【事業の改善点(課題)】

与那城圏域には地域密着型サービスが整備されていないため、ニーズ等を把握しながら整備について検討する必要があります。平成 28 年度には市内サービス事業所に対して市に必要と感じる地域密着型サービスについてのアンケート調査を実施しました。日頃から要介護者やその家族と接している事業所の方々の意見を踏まえながら、今後の整備検討を図ります。

⑤共用型認知症対応型通所介護の整備

共同型認知症対応型通所介護については、平成 28 年度に 1 事業所を指定しています。平成 29 年度の 1 事業所を指定予定です。第 6 期介護保険事業計画に掲げている 2 事業所の指定を行う予定です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同型認知症対応型通所介護	—	1 事業所 指定	1 事業所 指定

【事業の改善点(課題)】

第 6 期計画どおりに整備される見通しである。新しく整備された事業所となるため、利用者の動向や事業所の質の状況等について確認するなど、サービスの継続を見守っていきます。

⑥(仮称)地域密着型サービス事業所連絡会

地域密着型サービス事業所向け集団指導において、サービス事業所間の情報共有やサービスの質の向上を目的とした連絡会の設立を促しました。

- ① 小規模多機能型居宅介護 中部支部 設置済み。(月 1 回開催)
- ② 認知症対応型共同生活介護 うるま市内 設置済み。(半年に 1 回開催)
- ③ 地域密着型通所介護 中部支部 設置済み。(月 1 回開催)

【事業の改善点(課題)】

認知症対応型通所介護の連絡会が未設置です。

認知症対応型通所介護事業所も地域密着型通所介護連絡会(中部支部)に加入することができないか促します。

(3) 施設・居住系サービスの充実及び整備促進

①施設サービスの確保

- ・第 6 期計画では、在宅での生活が困難な重度要介護者のため、必要に応じて施設サービスの確保を検討することが掲げられていました。

■取組の状況■

介護保険の施設サービスについては、第 6 期計画では新規整備を行っていません。今後は、介護離職の問題や在宅介護を支援するための施設(国が新設する介護医療院)、特別養護老人ホーム待機者の状況などを見極めながら、施設整備を検討する必要があります。

【事業の改善点(課題)】

特養待機者の解消等、課題があります。今後は、介護離職の問題や在宅介護を支援するための施設(国が新設する介護医療院)、特養待機者の状況などを見極めながら、地域包括ケアシステムの推進に向けて施設整備を検討する必要があります。

②居住系サービスの整備促進

- ・第 6 期計画では、認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護の整備促進を掲げていました。

■取組の状況■

認知症対応型共同生活介護については、職員の人員欠如のため 1 事業所廃止となり、減少となりました。第 6 期計画期間では、認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護の整備はありません。

【事業の改善点(課題)】

認知症高齢者の増加に伴い、地域における受け皿の確保も検討課題の一つとなっています。居住系サービス以外の認知症向けサービスとの兼ね合いも考慮しながら整備検討を行う必要があります。

また、地域包括ケアシステムの柱の一つである「住まいの確保」も取り組むべき対策であり、施設サービスのニーズや供給量、在宅介護を支援するための施設(介護医療院等)、有料老人ホームの整備状況なども見極めながら、居住系サービスの整備について検討していきます。

(4) 低所得者に対する負担軽減

- ・第6期計画では、「高額介護サービス費」、「特定入所者介護サービス費」、「利用者負担軽減制度」、「高額医療・高額介護合算制度」、「保険料の負担軽減」について掲げていました。

■取組の状況■

①高額介護サービス費

1か月の介護保険利用者負担が高額るとき、所得区分に応じた限度額を超えた分を払い戻します。

事業実績は年々増加しています。

②特定入所者介護サービス費

住民税非課税世帯・生活保護受給者で一定の要件を満たす方を対象に、介護保険施設等における食費・居住費の自己負担額に限度額を適用することで、サービス利用時の金銭的な負担を軽減します。

③利用者負担軽減制度

要件に該当する者に対し確認証を交付し、対象事業所にて受ける対象サービスの自己負担額について25%～50%の範囲内で利用者負担額を軽減します。(生活保護受給者については、全額とします)

④高額医療・高額介護合算制度

医療の一部負担金等と介護保険の利用者負担額の年間合計額が高額るとき、所得区分に応じた限度額を超えた分を払い戻します。

実績額は年々増加しています。

【事業の改善点(課題)】

①～④については、国の法制度上の負担軽減であり、法令に基づいて行っています。また、サービス利用者への周知等も継続して行っています。

⑤保険料の負担軽減

特別な事情により保険料納付が困難と認められる方については、申請により、介護保険法第142条及びうるま市介護保険条例第12条に基づいて減免を実施し、保険料の負担軽減を図っています。

保険料の減免制度については、窓口での各種配布文書や市ホームページへの掲載、徴収嘱託員が個別訪問する際の説明等により、その周知に努めています。

【事業の改善点(課題)】

介護保険料特別徴収の方からの減免申請が少ない(全体の1割程度)。特別徴収の方への介護保険料通知書(ハガキ)に減免制度を記載して周知を図ります。

(5)介護支援専門員との連携及び包括的継続的支援の推進

- ・第6期計画では、「介護支援専門員の質の向上」、「医療機関・団体等との連携構築」について掲げていました。

■取組の状況■

介護支援専門員より利用者支援に関すること、業務内容に関すること等の相談支援、地域ケア個別会議の開催、ケアマネジメント活動支援事業により研修会の開催を行うことで介護支援専門員の資質の向上へつなげています。

また、沖縄県介護支援専門員協会のうるま支部の役員会・定例会への参加を行い、情報交換・情報提供ができ介護支援専門員との密な連携を行っています。

【事業の改善点(課題)】

現在の取り組みを継続して行っていきます。

医療機関・団体等との連携構築

在宅医療・介護連携事業における連携会議に主任介護支援専門員の参加や介護支援専門員の相談支援・地域ケア会議を実施しています。

【事業の改善点(課題)】

第7期計画においては、介護と医療との連携により、安心して在宅介護をできる環境づくりを構築していくことも検討が必要です。介護離職問題への対策、看とりへの対応など、医療機関との連携はこれまで以上に必要です。

(6) 介護保険サービスの質の確保と向上

- ・第6期計画では、「介護給付適正化の実施」、「地域包括支援センター等運営協議会の開催」、「第三者評価事業の導入促進」、「介護保険制度の周知・情報提供の充実」、「指導・監督の実施」、「介護サービス事業所間の連絡会の立ち上げ」について掲げていました。

■取組の状況■

①介護給付適正化の実施

介護給付適正化事業として、①ケアプランの点検、②住宅改修・福祉用具購入等の点検、③縦覧点検・医療情報との突合、④給付費通知を実施しています。

【事業の改善点(課題)】

ケアプラン点検等の年間計画を作成し、効果的に指導を実施できるように進めます。

縦覧点検・医療情報との突合について、点検を実施出来ない項目があります。すべての項目について点検を行えるように点検方法の見直しを行う必要があります。

給付費通知について、その効果が不明瞭な部分があります。給付費通知の対象者や通知方法など実施方法を見直す必要があります。

②地域包括支援センター等運営協議会の開催

地域包括支援センター運営協議会では、地域包括支援センターの適正な運営、公正・中立性の確保を図るため、協議会の開催を年2回実施しています。

【事業の改善点(課題)】

地域密着型運営委員会を当協議会と同時に開催していたが、平成27年度より、別協議会として開催するに至っている。

③第三者評価事業の導入促進

沖縄県が行っている「沖縄県福祉サービス第三者評価受審料補助事業」について、うるま市ホームページにおいて周知を図りました。

④介護保険制度の周知・情報提供の充実

介護保険の制度やサービス内容については、市のHPに掲載し周知を図っています。

また、パンフレット等を作成し窓口及び臨戸訪問時に配布し、介護保険制度の周知を図っています。

⑤指導・監督の実施

平成 28 年度は、集団指導(2回)、実地指導(4事業所)、文書取り寄せ指導(5事業所)を行いました。

集団指導を通して、ケアプラン点検やレセプト点検、実地指導による指摘事項を周知することができ、各事業所のサービスの見直しが図れました。

指導に伴う介護報酬の返還があり、介護給付費の適正化が図れました。

【事業の改善点(課題)】

指導等の実績のデータベース化が図れていませんでしたが、平成 28 年度、介護保険サービス事業者台帳システムを導入したため、指導等の実績のデータベース化が可能となりました。指導等の実績について事業者台帳システムへ入力することで、データベース化を図ります。

ケアプラン点検及び実地指導の年間計画書を作成中です。サービス事業所への指導・監督の強化を図ります。

⑥介護サービス事業所間の連絡会の立ち上げ

介護サービス事業所同士が連携し、サービスの質向上に取り組むため既存の連絡会の支援を実施します。また、介護サービス事業所間の連絡会については、未実施です。

【事業の改善点(課題)】

サービス事業所の既存の連絡会の継続を支援するとともに、介護サービス事業所間の連絡会については、立ち上げについての検討を行います。

3. 福祉・医療サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの実施

①軽度生活援助事業の実施

・第 6 期計画では、軽度な家事援助等の支援等について掲げていました。

■取組の状況■

介護保険を受けていない高齢者が自立した生活を維持できるよう、ヘルパー派遣による簡易な日常生活援助を行います。

【事業の改善点(課題)】

福祉サービスでの対象者の位置づけが妥当か(利用者へ基本チェックリストを実施すると総合事業対象者になる者が多数であると想定)

総合事業訪問型サービス A(緩和した基準による訪問型サービス)の実施検討も必要です。

②食の自立支援事業の実施

- ・第6期計画では、食事の用意が困難な要援護高齢者に対し、配食サービスを提供すること等が掲げられていました。

■取組の状況■

心身の機能低下や傷病等の理由により、調理が困難な在宅高齢者に対し、配食サービスを提供することで、高齢者の食生活の改善及び安否確認を行います。

利用要件の見直しを行い、介護サービス利用者や課税者も利用できるよう改正し、サービス提供が増えました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配食サービス	延 18 人 配食数 213	延 232 人 配食数 3,092	延 192 人 配食数 2,652

【事業の改善点(課題)】

サービス利用後、食事づくりが行えるような自立支援や、家族や地域協力にて高齢者の食の確保ができるような対策が必要です。

総合事業のその他の生活支援サービス(配食サービス)の実施検討が必要です。

③老人福祉電話貸与の実施

- ・第6期計画では、一人暮らしで外出困難な方への福祉電話の設置を掲げていました。

■取組の状況■

ひとり暮らしの老人及び外出困難な重度障害者に対し、福祉電話を設置することにより、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るサービスを提供しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	23 人	17 人	20 人

福祉電話を設置することにより他の高齢福祉サービス(緊急通報システム・ふれあいコール)の利用にも繋げることができました。

【事業の改善点(課題)】

今後も継続します。

④緊急通報システム事業の充実

- ・第6期計画では、安否確認や緊急時の支援等に対応できるように、緊急通報の機器の貸与、設置を掲げていました。

■取組の状況■

1人暮らしの高齢者もしくは高齢者のみの世帯に対して、24時間対応可能な緊急通報用システムを設置することで、日常生活の安全を確保するサービスを提供しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	71人	63人	75人

【事業の改善点(課題)】

携帯電話が普及している中、現システムは、電話回線をひかないと利用できない状況にあるので、最新機器への移行の検討は引き続き必要だと思われます。

⑤ふれあいコール事業の実施

- ・第6期計画では、一人暮らし高齢者の安否確認や孤独解消等を図るためのふれあいコールの実施を掲げていました。

■取組の状況■

1人暮らしの高齢者宅に定期的に電話を掛けることにより、日常生活の安全の確認や心のふれあいを提供します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	27人	25人	25人

【事業の改善点(課題)】

利用者数の伸び悩みがあります。ニーズの掘り起こしと事業の周知による利用促進を図ることが必要です。

⑥在宅高齢者日常生活用具給付事業の実施

- ・第6期計画では、電磁調理器や火災警報器等の日常生活用具の給付実施を掲げていました。

■取組の状況■

電磁調理器・住宅用火災報知器・消火器を支給することにより、在宅のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が、自宅で安心して生活できるよう安全を確保します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電磁調理器	3台	4台	20台
住宅用火災報知器	56個	60個	64個

【事業の改善点(課題)】

事業の周知が必要です。

⑦外出支援サービス事業の実施

- ・第6期計画では、「福祉車両による外出支援サービスの実施とサービスの利便性向上」、「新たな移動サービスの創設」について掲げられていました。

■取組の状況■

ア) 福祉車両による外出支援サービス

常時車イスを利用しており、一般の交通機関での移動が困難な在宅高齢者に対し、リフト車などの福祉車両による外出支援サービスを実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉車両による 外出支援サービス	(実) 41 人 (延) 192 人	(実) 36 人 (延) 175 人	(実) 30 人 (延) 165 人

福祉車両の利用することで、医療機関への定期受診が行えており、また利用者の経済的負担の軽減となっていることから、在宅高齢者の外出機会に役立っています。

【事業の改善点(課題)】

委託事業所 1 か所により市全体を対応する事業運営のため、利用希望が重複した場合、対応が困難です。委託事業所を増やし、利用しやすい整備が必要です。

利用目的が医療機関や公共施設への移送であり、買い物支援が対応できません。総合事業の訪問型サービスによる移動支援の検討が必要です。

イ) 新たな移送サービスの創設

島しょ地域等の公共交通が不便な地域において、買い物や医療機関への通院等を支援するため新たな移送サービスの創設を検討します。

【事業の改善点(課題)】

島しょ地域等移送サービスの課題について今後も検討が必要です。

⑧高齢者紙おむつ支給事業の実施

- ・第6期計画では、「紙おむつ等を利用する要援護高齢者への紙おむつ支給」について掲げられていました。

■取組の状況■

紙おむつを利用している寝たきりの高齢者に対して、月額最大 8,500 円分の紙おむつと尿取りパッドの購入を補助します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給証交付人数	379 人	373 人	380 人

【事業の改善点(課題)】

支給要件・支給限度額の見直しの検討が引き続き必要です。

⑨在宅介護者手当の支給

・第6期計画では、高齢者を在宅介護している介護者に対する手当の支給を掲げていました。

■取組の状況■

自宅で要援護高齢者を介護しているご家族に対し、介護者手当金(月額 5,000 円)を支給して介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ることで、在宅介護への支援を行います。

【事業実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	450 人	396 人	400 人

【事業の改善点(課題)】

対象者及び介護支援専門員等への周知を行っていきます。

(2) 家族介護者支援の充実

①家族介護支援事業の推進

・第6期計画では、「家族介護教室等の実施」、「家族介護慰労金支給事業の実施」について掲げられていました。

■取組の状況■

ア) 家族介護教室等の実施

家族介護リフレッシュ事業として、健康講話や社会見学等を実施。事業内容に加え介護者同士の情報交換・交流も図れてストレス軽減や心身のリフレッシュにつながっています。

【事業の改善点(課題)】

家族介護リフレッシュ事業は平成 27 年度に終了し、在宅介護者支援団体 2 か所に助成支援を行いました。

イ) 家族介護慰労金支給事業の実施

要介護 4 または 5 に認定され、1 年間介護保険サービスを利用しなかった介護家族者に対し、在宅生活の継続及び経済的負担軽減を図るため慰労金を支給します。

平成 27～29 年度 支給なし

【事業の改善点(課題)】

事業の周知(チラシ配布及びホームページの活用)を今後も継続して行います。また、事業の該当者把握が必要であり、各圏域の地域包括支援センター等へ周知し、該当者の把握を行っていきます。

②在宅介護者の活動支援

- ・第6期計画では、「介護者の会に対する活動支援」について掲げられていました。

■取組の状況■

介護者同士の交流、情報交換の場となる介護者の会に対して、活動運営が円滑に行われるよう活動費の助成周知等を行います。介護者の交流や情報交換の場として、必要性があります。

【事業の改善点(課題)】

新規参加者が少ないため活動の見直等が必要であります(市内1か所の団体へ集約など)。市社会福祉協議会や支援団体と活動について協議していきます。
新規参加者が少ないため、活動団体への参加呼びかけが必要です。

(3)施設サービスの実施

①養護老人ホームへの入所措置の実施

- ・第6期計画では、養護老人ホームへの入所措置等について掲げられていました。

■取組の状況■

65才以上の方で在宅において日常生活を営むのに支障がある方に対して心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案し施設入所の措置を行います。

【事業の改善点(課題)】

相談増による事業内容の周知が必要です。
地域包括支援センターとの情報共有が必要です。

②高齢者等緊急一時保護事業の実施

- ・第6期計画では、災害や虐待で保護が必要な高齢者の身辺保護について掲げられていました。

■取組の状況■

緊急一時保護事業として、市内特別養護老人ホーム5か所へ委託し、災害時や虐待等の場合一時的に保護を行います。
委託先ともスムーズな連携がとれ、迅速な保護が実施できています。

【事業の改善点(課題)】

継続して実施します。

(4) 在宅医療等の充実

①在宅療養支援診療所等の確保

- ・第6期計画では、在宅療養支援診療所や連携病院の確保等を促進することを掲げていました。

■取組の状況■

医療についての情報集約、医師会との連携が十分でなく、在宅療養診療所や連携病院の確保までは至っていません。

【事業の改善点(課題)】

今後は、人生の最期まで自分の望む場所で安心して暮らすことを可能にするため、看取り期における在宅医療・介護連携を推進しながら、在宅診療・訪問診療所等の確保、地域環境づくりを目指していきます。

②在宅医療と介護連携の推進

- ・第6期計画では、在宅医療と連携する上での情報共有、看取り体制や相談体制の充実などを掲げていました。

■取組の状況■

在宅医療・介護連携事業では、平成27年度より、在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討を行い、医療機関、介護支援専門員代表、地域包括支援センターを中心に、平成29年度からは訪問看護、訪問介護、通所介護の代表を加えています。また、多職種による事例検討会を行い、顔の見える関係づくりや市民向け公開講座を行い、在宅医療介護連携の理解の促進につながっています。

看取り体制の充実については、事例検討会の中で看取りの事例を取り上げ検討を行い、多職種で看取り体制における課題の共有ができ、今後の取り組みについて検討を行っています。

相談体制の充実については、平成27年度～平成28年度までは地域包括支援センター及び高齢者相談センターにおける相談対応を行い、平成29年度より委託の地域包括支援センターでの相談対応と中部地区医師会に在宅介護連携支援センターが設置され、24時間の相談体制が整備されています。

【事業の改善点(課題)】

現在の取り組みの充実を図り、さらに切れ目のない医療と介護の提供体制の構築、関係者間の情報共有支援、同一医療圏内にある市町村との連携、日常的な医学管理や看取り期における取組み、消防本部との連携を行い、在宅医療介護連携を推進します。

第3節（点検3）支え合いの仕組みづくり

1. 地域における支え合いの体制づくり

(1) 地域包括支援センターの強化

- ・第6期計画では、地域包括支援センターの委託検討やセンターの周知等について掲げていました。

■取組の状況■

平成29年度より日常生活圏域5カ所へ地域包括支援センターを設置しています。

また、自治会や関係団体、関係機関への説明やチラシ、広報誌、ホームページを活用し周知を図っています

【事業の改善点(課題)】

平成29年度より委託型地域包括支援センターを市内5圏域に設置しています。地域に密着した地域包括ケアシステムの構築のため、センターを中心とした各種事業展開を今後検討します。また、事業の評価、点検を行い、地域包括支援センターの機能強化、適切・公正かつ中立な運営の確保を目指していきます。

(2) 地域ケアネットワークの充実

- ・第6期計画では、地域における関係機関や団体、自治会などとの連携による高齢者支援等について掲げていました。

■取組の状況■

個別地域ケア会議を開催。主に自治会公民館を借用し、会議を実施しています。

個別の会議のみならず、開催した自治会の様子等も合わせて情報収集しています。

【課題への対応策(案)】

処遇困難なケースの課題解決を目的とした会議となっており、地域課題の蓄積には至っていません。地域ケア会議の実施方法を検討します。

地域課題への対応については、自治会を中心に、社協より各地区に配置されているコミュニティソーシャルワーカーが相談役となりながら取り組んでいます。

(介護長寿課、福祉総務課)

(3) 住民主体の支え合い活動の推進

- ・第6期計画では、一人暮らし高齢者等への地域の見守り活動の推進、地域見守り隊の育成支援など、支え合いの地域づくりについて掲げていました。

■取組の状況■

地域の自治会では一人暮らし高齢者等の見守りを行う「地域見守り隊」が結成されてきています。支え合い活動の推進においてもコミュニティソーシャルワーカーが中心となり、支え合い活動における困り事等の相談を受けながら、よりよい活動ができるように進めています。また、企業の協力を得ながら、日々の業務の中で高齢者宅を訪問する際に見守りや安否確認をしていただく取り組みも行っています。

【事業の改善点(課題)】

地域見守り隊が結成されていない地区があるため、市内全自治会での結成を目指し、地域福祉を推進する必要があります。

(介護長寿課、福祉総務課)

2. 総合相談支援の充実

(1) 総合相談体制の充実

- ・第6期計画では、地域包括支援センターの委託検討や、相談の充実等を掲げていました。

■取組の状況■

①総合相談

総合相談業務は、地域包括支援センターや各日常生活圏域に配置されている高齢者相談センターを中心に行っています。相談内容としては、「生活面」の相談が多く、次いで介護、福祉となっています。

平成29年度より日常生活圏域5か所へ地域包括支援センターを設置しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域包括支援センター相談実績	1,125件(述)	1,972件(述)	5,112件(述)
高齢者相談センター相談実績	6,699件(述)	5,576件(述)	—

【事業の改善点(課題)】

地域包括支援センターの周知と相談業務の充実を図ります。

②地域ケア会議

地域包括支援センターにおいて、個別事例の課題解決に向けた個別ケア会議を開催しています。個別ケア会議では地域の自治会や民生委員が参加しネットワークの構築を図っています。

【事業の改善点(課題)】

今後も市内5圏域の地域包括支援センターにおいて、個別ケア会議を開催します。また、地域課題の検討を行う圏域別ケア会議や政策形成にむけた地域包括ケア推進会議を開催します。

(2) 権利擁護・成年後見制度の活用

- ・第6期計画では、成年後見制度の利用支援や日常生活自立支援事業の充実等について掲げていました。

■取組の状況■

①成年後見制度

成年後見制度利用促進事業として、成年後見制度市長申立てを実施しています。制度の広報においては、パンフレットやチラシ、広報紙を活用して周知を行っています。

市長による後見申立てについては、介護支援専門員、保護課、高齢者相談センター等関係機関からの依頼が増加しており関係機関への周知が進んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
市長による後見等申立て件数	10件	6件	3件

【事業の改善点(課題)】

今後も継続して実施、制度の周知・広報を図ります。

②日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者等の福祉サービス利用支援や金銭管理等を行う日常生活自立支援事業をうるま市権利擁護センター(社協)、沖縄市権利擁護センターくくる(社協)と連携して実施しています。

【事業の改善点(課題)】

日常生活自立支援事業への申し込み者はいますが、待機期間があり円滑に利用できる状況はありません。

(福祉総務課)

(3) 高齢者虐待への対応

- ・第6期計画では、高齢者虐待防止ネットワーク会議や高齢者虐待防止マニュアルの見直し等について掲げていました。

■取組の状況■

①高齢者虐待防止ネットワーク会議

高齢者への虐待相談・対応及び高齢者虐待防止に関する研修・ネットワーク会議の実施をしています。関係機関等と連携をとりながら迅速な対応をしています。

要介護施設従事者等による高齢者虐待防止啓発研修 1回開催

高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議 2回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
養護者による高齢者虐待相談件数	12件	29件	30件
養介護施設従事者等による虐待相談件数	2件	4件	2件

※平成29年度については平成29年12月現在の件数

【事業の改善点(課題)】

今後も、現在のネットワーク会議を継続実施し、高齢者虐待の防止・対応を迅速かつ適切に行います。

②高齢者虐待防止の意識啓発

チラシやパンフレットの窓口配布及びポスターの掲示、研修会の開催等により、啓発を行っています。

【事業の改善点(課題)】

今後も周知・啓発を継続して行います。

3. 認知症高齢者等への支援対策の強化

(1) 認知症に関する普及啓発事業の推進

- ・第6期計画では、認知症サポーター養成講座開催や認知症キャラバン・メイト連絡会の開催、啓発等の取り組みを掲げていました。

■取組の状況■

①認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座を開催しています。一般市民、ボランティア団体、社協、市役所職員、老人会、地域見守り隊、介護保険サービス事業所、小中高校、専門学校、警察署、警察学校、企業（保険会社、大型ショッピングセンター等）など対象にしており、子どもから企業等まで幅広い対象に実施できています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(見込)	
	開催数	養成数	開催数	養成数	開催数	養成数
認知症サポーター養成講座	22 回	387 人	19 回	825 人	25 回	1,000 人

【事業の改善点(課題)】

認知症サポーターの養成人数は年々伸びてきているが、平成 21 年度からの延養成数が約 3,800 人と人口当たりのサポーター数は少ない現状があり、開催数、養成数を増やしていくため今後も小中高校や企業、地域の関係団体等へ養成講座の周知を行っていく必要があります。また養成された認知症サポーターが実際に地域・職域・学校で一人一人ができる範囲で具体的に活動できるよう講座内容等を工夫し実施します。

②認知症キャラバン・メイト

認知症キャラバン・メイト連絡会を年 1 回開催しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込)
認知症キャラバン・メイト連絡会	実施 (1 回/年)	実施 (1 回/年)	実施 (1 回/年)
認知症キャラバン・メイト数	55 人	78 人	100 人
認知症キャラバン・メイト養成研修	—	—	実施 (1 回/年)

【事業の改善点(課題)】

キャラバン・メイト数は伸びているが実際に活動しているキャラバン・メイトは少ない状況です。

資質向上のため研修会や交流会を定期的に行い、キャラバン・メイトが活動しやすいよう支援を行っていきます。

(2) 地域での認知症見守り体制づくりの推進

- ・第6期計画では、認知症サポーターや地域見守り隊等との連携による見守り体制づくり等を掲げていました。

■取組の状況■

認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業を実施しています。

平成27年度		平成28年度		平成29年度（見込）	
事前登録者数	搜索協力機関数	事前登録者数	搜索協力機関数	事前登録者数	搜索協力機関数
11人	34団体	40人	56団体	80人	70団体

※事前登録者数、搜索協力機関数は延数での表示となります。

平成27年度搜索模擬訓練を実施(1自治会)しました。

警察での保護ケースへの対応がスムーズになり、連携がとりやすくなりました。

見守りグッズなどを導入することにより、無事保護につながり所在不明発生の防止につながっています。

【事業の改善点(課題)】

搜索協力機関が少ない状況です。民間企業等にも広く事業の周知をしていきます。また見守り体制づくりとして、事前登録者の日常的な見守りや所在不明時を想定し、対応方法を地域見守り隊等の関係団体などと検討する見守り会議(地域ケア会議内の個別ケア会議)を実施していきます。

(3) 認知症総合支援事業等の推進

- ・第6期計画では、認知症の初期症状等に、より適切に対応できるように関係機関での連携体制を確保すること等を掲げていました。

■取組の状況■

平成29年度実施予定です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
認知症地域支援推進員の配置	2	2	7
認知症初期集中支援チームの設置	—	—	設置

平成29年度より地域包括支援センター(5か所)に認知症地域支援推進員を配置。認知症初期集中支援チームの設置など相談体制が充実しています。

【事業の改善点(課題)】

年々相談件数が増えており、医療・介護サービスに結びついておらず、認知症の周辺症状が増悪して家族や支援者が対応に苦慮してからの相談も多くあります。今後も早期診断・早期対応の取組を推進し、市民・医療・介護関係機関へ周知を行っていきます。

第4節（点検4）安心・安全なまちづくり

1. 防災・防犯対策の充実

(1) 災害時要援護者支援体制の充実

- ・第6期計画では、自治会単位での要援護者支援体制の整備や避難の際に支援する「支援者」の確保等について掲げていました。

■取組の状況■

地域との情報共有を深め、行政で把握ができなかった対象者の情報を集約し、台帳の精度を高めるとともに、地域で支え合う仕組みについて理解を求め、支援体制の構築に努めていきます。名簿登録者数は平成29年3月で439件。年々登録者数は、増えている傾向にあります。

【事業の改善点(課題)】

自治会への避難行動要支援者名簿提供は、まだ行っていません。将来名簿を提供し支援体制の強化を図って行きます。

避難行動要支援者に対する支援は、一人ひとり個別に取り組む必要があり、組織の体制構築や自治会等との連携が重要となり、その取り組みを今後推進する必要があります。

関係部署と連携し、自治会や自主防災会への支援を行いながら、避難行動要支援者への支援体制の構築を強化推進します。

モデル地区を決めて、業務量や支援の在り方などを検証し、市が推進することが可能か見極めます。

(防災基地渉外課)

(2) 自主防災組織の結成及び育成

- ・第6期計画では、自治会との連携により自主防災組織の設置について支援することを掲げていました。

■取組の状況■

高齢者が暮らす身近な地域での防災体制を充実させるため、自主防災組織結成に向けた説明会を開催しました。

平成29年2月現在、63自治会中39自治会が自主防災組織を結成しました。

【事業の改善点(課題)】

未結成自治会へ説明会を開催し、自主防災組織の結成を促します。(定期的に説明会を行い、継続的な取り組みを行っていく。)

(防災基地渉外課)

(3) 高齢者等緊急一時保護事業の実施（※再掲）

(再掲のため割愛)

(4) 消費者保護対策の充実

- ・第6期計画では、悪質な訪問販売や振り込め詐欺等から高齢者を守るため、啓発や消費者相談等について掲げていました。

■取組の状況■

①啓発

還付金詐欺の注意喚起用チラシを窓口(市民協働課・介護長寿課・国民健康保険課)へ置き、広く呼びかけをしました。

また、うるま市ホームページ上で国民生活センターのアイコンを設け、多様な消費者問題を即時に周知できるよう努めました。

事業実施を通し、高齢者の消費生活問題に関する関心の高まりもあり、振り込め詐欺のような怪しい電話があった等、市民(高齢者)から情報提供が数件ありました。

【事業の改善点(課題)】

詐欺などの手段は様々に変化しており、インターネットの普及等によりますます複雑化しています。高齢者の身近にある自治会等を更に生かしていく必要があると考えます。

平成29年度から消費者相談員を2名、週5日(月～金)配置し、日々の相談業務に加え、啓発活動・出前講座等も行っていく計画です。

(市民協働課)

②消費者相談等

毎週水曜日、10時から16時まで専門の相談員による消費者相談を行っています。

また、一度だけの相談ではなく長期に渡って対応しているケースもあります。その場合は県の消費者センターへ繋ぎ、継続して対応しています。

平成26年度の相談者数は87人(内60歳以上の相談者数33人)37.9%、平成27年度の相談者数は114人(内60歳以上の相談者数40人)35.0%であることから相談者数の高齢者の割合は全体の3割強となっています。

【事業の改善点(課題)】

消費者相談は毎月の広報やホームページなどで周知を行っていますが、さらに様々な角度から情報提供をしていく必要があります。また、問題の解決に長い時間を要する案件もあり、相談窓口の常設化の必要性が高いです。

平成29年度から消費者相談員を2名配置し、これまでの週1日の相談日を5日拡充し、即時対応できる環境にします。

また出前講座等を行い、高齢者へ向けて情報の発信をしていきたいと考えます。

(市民協働課)

2. 住宅・住環境の充実

(1) 高齢者向け住宅の整備促進

- ・第6期計画では、市内のサービス付き高齢者向け住宅の整備促進検討を掲げていました。

■取組の状況■

サービス付き高齢者向け住宅は介護保険の施設サービスには該当しないため、計画の中で整備について示すことは難しいです。市内への整備予定等については情報把握しながら、利用ニーズとの兼ね合いを見極めていきます。

【事業の改善点(課題)】

特別養護老人ホームでは入所待機者も出ているため、施設利用ニーズや在宅介護の在り方、介護離職の問題など、様々な状況を勘案しながら、整備促進について検討する必要があります。

(2) 有料老人ホームの届け出促進

- ・第6期計画では、未届けの有料老人ホームへの届け出促進について掲げていました。

■取組の状況■

県と連携しながら、未届けの有料老人ホームへの届け出促進等を行っています。

【事業の改善点(課題)】

今後も県と連携しながら、見届けの有料老人ホームへの対応を行っていきます。

(3) 有料老人ホームの適切な指導監督の充実

- ・第6期計画では、有料老人ホームへの指導監督の充実や管理等について掲げていました。

■取組の状況■

県と連携しながら、有料老人ホームへの指導監督等の対応を行っています。

【事業の改善点(課題)】

今後も県と連携しながら、有料老人ホームへの指導監督等の対応を行っていきます。

(4) 「(仮称)有料老人ホーム連絡会」の設置支援

- ・第6期計画では、有料老人ホームの資質向上に向け、事業者間の情報交換や事例検討等を行う場の設置を掲げていました。

■取組の状況■

現在のところ、連絡会は設置されていません。

【事業の改善点(課題)】

設置の必要性や目的の検討を行いながら、会の在り方、事業所への周知など、立ち上げの方法などを検討する必要があります。

(5) 高齢者が利用しやすい住宅の普及促進

・第6期計画では、高齢者が利用しやすい住宅の普及啓発について掲げていました。

■取組の状況■

現在のところ、未実施となっています。

【事業の改善点(課題)】

関連部署間で成果と課題を洗い出し、具現化が求められる最優先課題施策を中心に、改善に向けて取り組んでいく必要があります。

(建築指導課)

(6) 高齢者が利用しやすい公共空間の整備

・第6期計画では、道路、公園、公共施設等におけるバリアフリー化について掲げていました。

■取組の状況■

歩道と道路の段差を解消するなど、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」等に基づく整備を行っています。

公園事業に当たっては、新設・既設の特定公園施設設置に関して、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に準じて実施しています。また、「うるま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に基づき、障害者、高齢者、健常者の区別無く全ての方が等しく利用できる「ユニバーサルデザイン」を取り入れています。(※既設公園に関する特定公園施設設置、基準適合義務等は維持管理課)

【事業の改善点(課題)】

関連部署間で成果と課題を洗い出し、具現化が求められる最優先課題施策を中心に、改善に向けて取り組んでいく必要があります。

(道路公園課・都市政策課)

新築、改築については段差解消スロープの設置及び手摺りの設置を実施しています。(沖縄県福祉のまちづくり条例に基づいて整備)

長田団地建替では、新たに建築される棟についてのエレベーター設置

東山団地や塩屋団地では、手すり設置工事の設計を行っています。

今後も、既存の建物を可能な限りバリアフリー化し高齢者が利用しやすい住宅整備をしていく予定です。

【事業の改善点(課題)】

今後も、既存の建物を可能な限りバリアフリー化し高齢者が利用しやすい住宅整備をしていく予定です。

(建築工事課)

第5節 第6期計画の実施状況のまとめ

1. (点検1まとめ) 健康づくり、生きがいづくりの充実

(1) 健康づくり

①健康づくり

- ・市の健康増進計画である「健康うるま21」に基づいて取り組んでいる。
- ・イベントや講座への参加者は健康意識の高い人。より多くの市民に啓発するために、こちらから出向いていく形式の『出前健康講座』の強化が必要である。

②健診と保健指導

- ・生活習慣病予防健診・がん検診(19～39歳)、特定健診(40～74歳)等を実施
- ・受診率は伸び悩み。(特定健診：38.7%、11市中7位)
- ・特定保健指導：H26、H27は指導率60% (国の目標を達成)
- ・特定保健指導委託機関の拡充とマンパワーの確保、保健指導者のスキルアップが必要

③重度化予防

- ・レセプトや特定健康診査などのデータに基づき、重症化予防などを行っている

④健康教育

- ・地域での健康教育や健康相談等を実施(健康推進モデル事業)している。
- ・内容は、自治会を対象に運動教室・食育・講演会など。

(2) 生涯学習・生涯スポーツ

①公民館講座の開催

- ・親子講座等を除いて対象年齢を絞っていないが、ほぼ高齢者の参加があった。
- ・男性の方が参加が少ないので講座の内容の検討が必要。また、高齢者委託学級の拡充が必要。

②生涯学習データベースの有効活用

- ・うるま市生涯学習人材バンク H28までの登録者数222名
- ・実績把握により、今後の活動を考える必要がある。

③生涯スポーツ講座

- ・高齢者に人気があるのはゲートボールやグランドゴルフ。競技を自治会等と連携し、軽スポーツの普及促進を図っている。

④施設の無料利用等

- ・ゲートボールやグランドゴルフ等の高齢者に人気のある競技利用については施設を一部無料等により利用促進を行っている。
- ・うるま市の利用は市内在住の65歳以上の方は減免規定により100円/回で利用可。

(3) 地域活動の充実

①老人クラブ

- ・単位老人クラブ数は H28 で 52、会員数は H28 で 8,140 人。会員が減少しているほか、老人クラブ数も減少。休会が増えている。特に旧離島地区で休会が多い。
- ・新 65 歳の情報が少ないことで新規加入の声かけが難しいという声がある。
- ・移動手段がないために参加できないという状況もある。(いつも限られた会員が参加するにとどまる)

②地域活動への参加促進

- ・社協と連携して取り組んでいる。
- ・地域活動への参加率は 21.5%、ボランティア活動の参加率は 38.3% (H28 地域福祉計画意識調査より) 隣近所に「手伝ってあげられること」として、「災害など緊急時の支援」と「見守り活動」が高くなっている。また、活動に参加する年代は、70 代がもっとも高くなっている。
- ・高齢者福祉においては地域の見守りや支え合いなどが重要であり、地域参加の手法について検討する必要がある。

(4) 就労支援の充実

①うるま市シルバー人材センター

- ・広報誌等を活用してセンターの周知や加入促進を行っている。
- ・会員の確保や自立に向けた事業の実施など、経営改善に向けた指導及び協力が必要。

②高齢者の働く場

- ・本市においても高齢化が進んでおり、また、団塊の世代で退職した方々が増加している。
- ・高齢者の働く場を確保する観点から高齢者の就労先の拡充が必要。

2. (点検2まとめ) 介護予防、介護保険サービス等の充実

(1) 介護予防と総合事業

①高年齢者の身体状況等の把握

基本チェックリストを基に機能低下者について教室案内を行ってきたが、回収率が低いこと、また回収者から教室案内する方についてリピーターが多く、新規者の把握が難しい状況がある。今後は必要な方に対して、必要なサービスが受けられるよう、各地域包括支援センターと連携を図り、高齢者の状態把握に努めていく必要がある。

②介護予防事業

・以下の介護予防事業を実施

- ア) どう〜がっさん教室 (介護予防教室+教室終了後の地域活動へのつながりを行う。)
- イ) うるま体操習得塾 (運動の方法を学べる講座)
- ウ) どう〜がっさん広場 (旧離島地区の出前教室)
- エ) はつらつ教室 (63 地区ミニデイ参加者対象の介護予防教室)
- オ) 転ばぬ先の知恵教室 (一般高齢者対象の介護予防教室)
- カ) ウォーキングセミナー (「具志川ドーム」「勝連地区公民館」で実施)
- キ) ロコモ予防普及啓発訪問事業 (運動機能低下の高齢者対象家庭訪問で相談・指導)
- ク) 生きがい活動支援事業・地域型 (ミニデイ) : 62 自治会で実施。月 1 回
- ケ) 生きがい活動支援事業・中央型 (生きデイ) : (うるま市全域と津堅島対象の生きがいデイサービス)

・教室に関しては参加希望者が少ない。

・教室へ参加したくても移動手段がないため参加に至っていない方もいる。

③要支援者の「訪問介護」、「通所介護」を新しい総合事業で実施

・介護予防訪問介護、介護予防通所介護を新しい総合事業に移行(平成 28 年 3 月より)。サービス内容はこれまでと同程度。

・新しい総合事業の中で「現行相当サービス」以外のサービス提供を進めていくため、利用者のニーズ把握を行い、多様なサービス展開を図る必要がある。

④生活支援コーディネーター

・生活支援コーディネーターは、「高齢者の生活支援」と「高齢者の介護予防」において、つなぎ役となる人。2018 年までに日常生活圏域ごとへの配置が義務付けられている。

・市では、平成 29 年度配置予定(市全体 1 名、圏域 5 名)。担い手の養成が必要。

⑤多様な主体によるサービスの提供 (ボランティア、自治会、民間企業など)

・個別地域ケア会議の際に個別の課題や対応策を自治会、ボランティア等と共有し、地域での支援(見守り等)を行ってもらっている。また、「地域見守り隊」を結成して一人暮らし等の高齢者見守り活動を行っている自治会も増えてきている。

・新しい総合事業の中で、地域の支え合いによる介護予防等の活動を進めていく上では、今後、展開方法等について検討する必要がある。

(2) 介護保険サービス

①居宅介護サービス

- ・市の居宅介護サービスにおいては、利用者数や給付費も年々増加で推移している。
- ・その中で、通所介護の給付費が年々増加。また利用者の重度化が見られる。(通所介護利用する要介護1～3の割合：全国＝80%、うるま市＝52.3%)
- ・重度化の予防や重度者が利用すべきサービス(ニーズ)について確認しながら、今後の見込み等を見極める必要がある。

②地域密着型サービス

- ・地域密着型サービスは市内に46カ所整備。(「認知症対応型共同生活介護」「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「地域密着型通所介護」)
- ・地域密着型サービスが整備されていない日常生活圏域(与那城圏域)がある。
- ・平成28年からは制度改正により通所介護事業所の一部が「地域密着型通所介護」に移行しサービス展開している。
- ・島しょ地域への整備は、第6期介護保険事業計画内での施設整備は見送っている。第7期計画において、改めて検証を行い、整備について掲げる予定。

③施設サービス

- ・施設サービスは第6期計画では新規整備予定なし。
- ・今後は、介護離職の問題や在宅介護を支援するための施設(国が新設する介護医療院)、特養待機者の状況などを見極めながら、地域包括ケアシステムの推進に向けて施設整備を検討する必要がある。

④介護保険サービスの適正利用のために

- ・介護給付適正化事業として、①ケアプランの点検、②住宅改修・福祉用具購入等の点検、③縦覧点検・医療情報との突合、④利用者への給付費通知を実施している。
- ・ケアプラン点検(計画的に行えていない)、縦覧点検・医療情報との突合(点検できていない項目がある)、利用者への給付費通知(効果が不明瞭)では課題がある。

(3) 在宅福祉サービス

- ・介護保険の非該当の方に対して、以下の在宅福祉サービスを提供している。

- ア)軽度生活援助事業（ヘルパー派遣による簡易な日常生活援助）
- イ)食の自立支援事業（配食サービスを提供）
 - ・老人福祉電話貸与（福祉電話を設置し、コミュニケーションや緊急連絡の手段の確保を図る）
- ウ)緊急通報システム事業（24時間対応可能な緊急通報用システムを設置）
- エ)ふれあいコール事業（一人暮らし高齢者宅に定期的に電話をし、安否確認や心のふれあい提供）
- オ)在宅高齢者日常生活用具給付事業（電磁調理器や住宅用火災報知器等を支給）
- カ)外出支援サービス事業（リフト車などの福祉車両による外出支援）
- キ)高齢者紙おむつ支給事業（紙おむつと尿取りパッドの購入を補助）
- ク)在宅介護者手当の支給（在宅介護者への介護者手当金の支給）

- ・「外出支援サービス事業」は医療機関や公共施設への外出支援であり、買い物支援に対応できない。

- ・総合事業の訪問型サービスとしての実施を検討できるサービスがある。

- 「軽度生活援助事業」→緩和した基準の訪問型サービスへ
- 「食の自立支援事業」→生活支援サービス（配食サービス）へ
- 「外出支援サービス事業」→訪問型サービスによる移動支援へ

- ・利用人数の伸び悩みなどがあり、事業の周知やニーズの掘り起こしが必要なサービスがある。

- 「ふれあいコール」
- 「在宅高齢者日常生活用具給付事業」

(4) 家族介護者支援

- ・家族介護教室（健康講話や社会見学等、介護者同士の情報交換・交流）を実施。参加者が固定。新規参加者が少ない。
- ・家族介護慰労金支給事業を実施。（在宅の介護者家族者への慰労金支給）

(5) 在宅医療

①在宅療養支援診療所

- ・在宅療養支援診療所の確保について具体的に取り組みがないが、今後は、人生の最期まで自分の望む場所で安心して暮らすことを可能にするため、看取り期における医療介護連携を推進しながら、在宅診療・訪問診療所等に確保、地域環境づくりを目指していきます。

②在宅医療と介護連携

- ・在宅医療・介護連携事業を通して在宅医療と介護の連携を推進しているが、第7期計画においては、介護と医療との連携により、安心して在宅介護をできる環境づくりを構築していくことも検討が必要である。そのためにも現在の取り組みの充実を図り、さらに切れ目のない医療と介護の提供体制の構築、関係者間の情報共有支援、同一医療圏内にある市町村との連携、日常的な医学管理や看取り期における取組み、消防本部との連携を行い、これまで以上に在宅医療介護連携を推進が必要である。

3. (点検3まとめ) 支え合いの仕組みづくり

(1) 地域の支え合い体制

①地域包括支援センターの強化

- ・平成29年度より日常生活圏域5か所へ委託型地域包括支援センターを設置。

②住民主体の支え合い活動

- ・一人暮らし高齢者等の見守りを行う「地域見守り隊」が結成されてきている。
- ・企業の協力を得ながら、日々の業務の中で高齢者宅を訪問する際に見守りや安否確認をしていただく取り組みも行っている。
- ・地域見守り隊が結成されていない地区があるため、市内全自治会での結成を目指し、地域福祉を推進する必要がある。

(2) 総合相談支援

①総合相談体制

- ・地域包括支援センターや高齢者相談センター(各圏域に配置)を中心に行っている。
- ・平成29年度より日常生活圏域5か所へ委託型地域包括支援センターを設置。
- ・地域包括支援センターの周知と相談業務の充実が必要である。

②地域ケア会議

- ・地域包括支援センター5カ所において、個別ケア会議を持ち、地域把握と対応について検討していく。
- ・圏域別ケア会議や地域包括ケア推進会議を開催する。

③権利擁護・成年後見制度の活用

- ・成年後見制度利用促進事業として、成年後見制度市長申立てを実施している。
- ・関係機関を通して、市長による後見申立て依頼が増加。周知が進んでいる。
- ・判断能力が不十分な高齢者等の福祉サービス利用支援や金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施(うるま市社協・沖縄市社協)
- ・日常生活自立支援事業への申し込み者はいるが、待機期間があり円滑に利用できる状況にない。

④高齢者虐待への対応

- ・高齢者虐待相談・対応及び高齢者虐待防止に関する研修を実施。
- ・高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関等と連携をとりながら対応している。

(3) 認知症高齢者対策

① 認知症サポーター養成等

- ・ 認知症サポーター養成講座を開催。子どもから企業等まで幅広い対象に実施。
- ・ 養成数が年々増加しているが人口当たりの認知症サポーター数が少ないため、養成数増に向け更なる事業の周知が必要である。

② 認知症キャラバン・メイト

- ・ 認知症キャラバン・メイト連絡会を年1回開催。
- ・ 認知症キャラバン・メイト養成研修会の開催（29人養成）
- ・ キャラバン・メイト数は年々増えているがサポーター養成講座の講師として実際活動しているキャラバン・メイトが少ない。
- ・ キャラバン・メイトのスキルアップに対する体制を作り、活動しやすいよう支援していく必要がある。

③ 地域での認知症見守り体制

- ・ 「認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業」を実施。事前登録者 80 人、検索協力機関 70 団体(見込値)となっている。
- ・ 検索模擬訓練を実施(1自治会)
- ・ 見守りグッズを導入し、所在不明発生の防止になっている。
- ・ 徐々に増えているが検索協力機関が少なく、事業の周知が必要である。
- ・ 地域の見守り隊などと連携し見守り会議(地域ケア個別会議)を開催し、日常的な見守り体制づくりの強化が必要である。

④ 認知症総合支援事業等の推進

- ・ 認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの設置により相談体制が充実化している。
- ・ 認知症症状が増悪し、家族、支援者が対応に苦慮してからの相談が多い。
- ・ 早期診断、早期対応の取組を推進し、市民、各関係機関への周知が必要である。

4. (点検 4 まとめ) 安心・安全なまちづくり

(1) 防災・防犯対策

①避難行動要支援者への支援対策

- ・地域との情報共有を深め、行政で把握ができなかった対象者の把握等に努めている。
- ・また、地域で支え合う仕組みについて理解を求め、支援体制の構築に努めている。
- ・名簿登録者数は平成 29 年 3 月で 439 件。年々登録者数は増える傾向。
- ・自治会への避難行動要支援者名簿提供は、まだ行っていない。
- ・避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画が必要。組織の体制構築や自治会等との連携を、今後推進する必要がある。

②自主防災組織

- ・地域での防災体制を充実させるため、自主防災組織結成に向けた説明会を開催。
- ・未結成自治会へ説明会を開催し、自主防災組織の結成を促す必要がある。

(2) 住宅・住環境

①有料老人ホーム

- ・有料老人ホームへの届け出促進(未届のホームに対して)、「指導・監督」については、県と連携しながら進めている。
- ・有料老人ホームの連絡会は現在設置されていない。立ち上げの方法など検討する必要がある。

②公共空間のバリアフリー等

- ・歩道や道路については、段差を解消するなど、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」等に基づいて整備を実施。
- ・公園等の屋外空間については、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に準じて実施。また、「うるま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に基づき、障がい者、高齢者、健常者の区別無く全ての方が等しく利用できる「ユニバーサルデザイン」を取り入れている。
- ・関連部署間で成果と課題を確認し、最優先課題施策を中心に改善に向けて取り組んでいく必要がある。

③公営住宅

- ・新築、改築については段差解消スロープの設置及び手摺り、エレベーターの設置等を実施。
(沖縄県福祉のまちづくり条例に基づいて整備)
- ・今後も、既存の建物を可能な限りバリアフリー化し高齢者が利用しやすい住宅整備をしていく予定。

